

# 自動車事故により重度後遺障害を負われた方へ

## 介 護 料 支 給 の ご 案 内

(令和4年5月現在)

### 1. 介護料の支給対象となる方

自動車事故対策機構(ナスバ)の介護料は、**自動車事故を原因**として、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害があるため、日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要となった方に支給しています。

#### 1) 自賠責保険等において、後遺障害等級が次のとおり認定されている方

自動車損害賠償責任保険・共済(以下「自賠責保険等」といいます。)において認定された後遺障害等級により、当機構の介護料支給資格が決定いたします。保険会社又は共済組合から通知された後遺障害認定通知書等によりご確認ください(「後遺障害等級」は障害者手帳の等級ではありません)。

※後遺障害認定通知書を紛失されたという方は最寄りの主管支所・支所にお問い合わせください。

##### ■ 平成14年4月1日以降に事故に遭われた方

支給資格	後遺障害等級
I種(常時要介護)	自賠法施行令別表第一「第1級1号」又は「第1級2号」
II種(随時要介護)	自賠法施行令別表第一「第2級1号」又は「第2級2号」

注)「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。

##### ■ 平成14年3月31日以前に事故に遭われた方

支給資格	後遺障害等級
I種(常時要介護)	改正前の自賠法施行令別表「第1級3号」又は「第1級4号」
II種(随時要介護)	改正前の自賠法施行令別表「第2級3号」又は「第2級4号」

#### 2) 自賠責保険等において、後遺障害等級が認定されていない方

自損事故等により自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方のうち、次の要件を全て満たす方は、当機構所定の重度後遺障害診断書による審査の後、介護料支給資格の有無を決定いたします。

- ① 上述の1)と同程度の障害を受けたと認められる方
- ② 事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定した方

#### 3) 最重度後遺障害(特I種支給資格)

[I種支給資格に該当する方のうち、損傷部位ごとに次の要件の全てに該当する方]

##### ■ 特I種支給資格の要件

脳損傷の方	イ 自力移動が不可能である。 ロ 自力摂食が不可能である。 ハ 尿尿失禁状態にある。 ニ 眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない。 ホ 声を出しても、意味のある発言はまったく不可能である。 ヘ 目を開け、手を握れという簡単な指示にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である。
脊髄損傷の方	イ 自力移動が不可能である。 ロ 自力摂食が不可能である。 ハ 尿尿失禁状態にある。 ニ 四肢麻痺、完全麻痺があり、人工介添呼吸が必要な状態である。(注)

(注) 人工介添呼吸の使用が不要である方でも、障害の態様により最重度後遺障害に認定される場合があります。

#### 4) 高次脳機能障害を評価した介護料受給資格の認定

〔自賠責保険等において併合1級（脳損傷に限ります。）の認定を受けた方〕

平成12年12月以前において、自賠責保険等の後遺障害等級として「併合<sup>(注1)</sup>1級」（脳損傷として認定を受けた方に限ります。）の認定を受けた方は、当機構所定の重度後遺障害診断書による審査において、高次脳機能障害を評価<sup>(注2)</sup>のうえ、介護料受給資格の有無を決定いたします。

<sup>(注1)</sup> 併合とは、系列の異なる後遺障害が2つ以上ある場合に、複数の後遺障害等級を併せて認定するものです。

<sup>(注2)</sup> 平成12年12月以前の後遺障害等級認定においては、「脳外傷による高次脳機能障害」についての認定評価体制が整備されていなかったことから、その障害の評価がなされていない事案があります。

## 2. 介護料の支給

### 1) 介護料は月額で支給します。

その月の介護に要した費用（次の①訪問看護等在宅介護サービス、②介護用品の購入、③消耗品の購入）の額に応じて、受給資格ごとに次の範囲内で月額にて支給します。なお、**介護に要した費用が下限額に満たない場合には、下限額を支給**します。

受給資格	支給金額（月額）	
	（下限額）	（上限額）
特I種（最重度）	85,310円	211,530円
I種（常時要介護）	72,990円	166,950円
II種（随時要介護）	36,500円	83,480円

#### 【介護料の支給対象となる費用】

- ① 訪問看護等在宅介護サービス  
ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ及びデイサービス（通所介護）
- ② 介護用品の購入等（修理を含みます。）  
介護用ベッド、介護用いす（車いすを含みます。）、褥そう予防用具、吸引器等、特殊尿器（採尿器）、パルスオキシメーター、非接触体温計、移動用リフト<sup>(注)</sup>、スロープ<sup>(注)</sup>、スライディングボード及びスライディングシート<sup>(注)</sup> 取付けに工事を伴わないもの
- ③ 消耗品の購入  
紙オムツ、尿取りパッド、導尿カテーテル、コンドーム型カテーテル、バルーンカテーテル、痰吸引用カテーテル、レッグバッグ、ウロバッグ、滅菌ガーゼ、手袋（使い捨て用）、褥瘡用ドレッシング材、消毒液・除菌液、手指消毒・除菌剤、消毒・除菌用ウェットティッシュ、消毒・除菌ハンドソープ及び医療用マスク（不織布マスク）

### 2) 支払期月及び支払期間

- ① 介護料の支払期月  
毎年3月、6月、9月及び12月の4回となります。支払期月には前の3ヶ月分をまとめて支給します。
- ② 介護料の支払期間  
受給資格の申請を受理した日の属する月から、受給資格を失う日（受給資格の認定を受けた方が後述の「3. 支給の制限」に該当することとなった場合等）の属する月までです。

## 3. 支給の制限

### 1) 支給対象となる方が次の施設に入院・入所している場合には介護料は支給できません。

- ① 自動車事故対策機構が設置した療護施設（療護センター等）
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護又は生活介護を受けて入所している障害者支援施設
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関
- ④ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく特別養護老人ホーム
- ⑤ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災特別介護施設
- ⑥ 後遺障害があるため、治療及び常時の介護を必要とする方を収容する施設（家族等による介護を要しない施設に限ります。）
- ⑦ 病院又は診療所（家族による介護の事実がある場合を除きます。）

2) 支給対象となる方が次の介護料に相当する給付を受けている場合には介護料は支給できません。

- ① 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による介護補償給付又は介護給付
- ② 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護給付及び予防給付

等

### 3) 所得制限

支給対象となる方の**主たる生計維持者（ご家族等の中で所得の一番多い方）の合計所得金額が 1,000 万円を超えると認められるときは支給できません。**

## 4. 短期入院・入所費用の助成

受給資格の認定を受けた方が、治療及び養護を受けること等を目的として病院等に短期間の滞在（原則として 1 回の入院・入所が 2 日以上 14 日以内（リハビリ目的での入院の場合、2 日以上 30 日以内））をした場合には、年間 45 万円以内（年間 45 日以内）の範囲内で支給します。

※年間 45 万円以内（年間 45 日以内）の範囲内であれば、複数回の短期入院・入所に適用できます。

なお、短期入院・入所費用助成制度に係る助成費は、上述の「2. 介護料の支給」とは別途の支給となります。

〔短期入院・入所費用助成制度の対象となる費用〕

- 入退院・入退所時における患者移送費として自己負担した額
- 室料差額負担金及び食事負担金に要する費用として自己負担した額（1 日当たりに換算して 1 万円が上限）
- 短期入院・入所利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額



## 5. 受給資格の認定申請

介護料の受給には受給資格の認定を受ける必要があります。受給資格の認定申請にあたっては、次の書類をご提出いただく必要がありますので、詳細は最寄りの主管支所・支所にお問い合わせください。

なお、原則として、受給資格の申請は、重度後遺障害がある方（対象者）又はご家族の方に行っていただきます。

提出していただく書類	
① 介護料受給資格認定申請書	
② 対象者の戸籍謄本（全部事項証明）	
③ 対象者が属する世帯全員の住民票の写し	
④ 所得証明 対象者（未成年者の場合は除く）、対象者の配偶者（内縁関係の場合を含む）、対象者の親（養父母である場合は養父母）、主たる生計維持者となり得る対象者の子（戸籍から除籍になっており、かつ対象者と同じ住所地に住んでいない者及び未成年者は除く）	
⑤ 誓約書（受給資格の喪失要件に該当していないことの誓約）	
⑥ 念書（対象者以外の方が申請をされる場合）	
⑦ 成年後見人の認定の写し（成年後見人が申請をされる場合）	
⑧ 介護保険被保険者証の写し（対象者の年齢が 65 歳以上の場合）	
後遺障害等級の認定	
認定のある方	認定のない方
⑨ 自賠責保険等の後遺障害等級認定通知書	⑨ 交通事故証明書
⑩ 重度後遺障害診断書 （I 種受給資格に該当し、特 I 種受給資格をご希望の場合）	⑩ 事故時の診断書
	⑪ 重度後遺障害診断書

※ 申請書類の様式は、当機構(ナスバ)ホームページからダウンロードすることによりご使用いただけます。

 <b>独立行政法人自動車事故対策機構</b> ナスバ	
<b>交通事故被害者ホットライン ☎ 0570-000738</b>	
NASVA のサービス・各種相談窓口をご案内します。詳しくは、こちらをご覧ください。	

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話からは通常より低額な 3 分 9 円の通話料でご利用できます。PHS・IP 電話からは 03-6853-8002 にお電話ください。（土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～12:00、13:00～17:00）

介護料支給制度に関する詳細な内容につきましては、交通事故被害者ホットライン又は最寄りの主管支所・支所までお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人自動車事故対策機構 所在地一覧

令和4年5月9日現在

主管支所名	郵便番号	住 所		電話番号	FAX番号
<b>札幌主管支所</b>	<b>060-0032</b>	<b>北海道 札幌市中央区北2条東12-98-42</b>	<b>北2条新川ビル8階</b>	<b>011-218-8155</b>	<b>011-218-8156</b>
函館支所	041-0806	北海道 函館市美原1-18-10	函館東京海上日動ビル3階	0138-88-1007	0138-44-0555
釧路支所	085-0018	北海道 釧路市黒金町7丁目4-1	太平洋興発ビル2階	0154-32-7021	0154-32-7023
旭川支所	079-8442	北海道 旭川市流通団地2条4-32-1	旭川地区トラック研修センター2階	0166-40-0111	0166-40-0112
<b>仙台主管支所</b>	<b>984-0015</b>	<b>宮城県 仙台市若林区卸町5-8-3</b>	<b>宮城県トラック会館2階</b>	<b>022-204-9902</b>	<b>022-782-1825</b>
福島支所	960-8031	福島県 福島市栄町7-33	福島トヨタビル8階	024-522-6626	024-522-6627
岩手支所	020-0871	岩手県 盛岡市中ノ橋通1-4-22	中ノ橋106ビル5階	019-652-5101	019-652-5150
青森支所	030-0843	青森県 青森市大字浜田字豊田139-21	青森県交通会館3階	017-739-0551	017-739-0552
山形支所	990-0031	山形県 山形市十日町2-4-19	ハーモニー山形ビル2階	023-609-0500	023-615-6037
秋田支所	010-0962	秋田県 秋田市八橋大畑2-12-53	秋田県自動車会館3階	018-863-5875	018-863-5864
<b>新潟主管支所</b>	<b>950-0965</b>	<b>新潟県 新潟市中央区新光町6-4</b>	<b>新潟県トラック総合会館2階</b>	<b>025-283-1141</b>	<b>025-283-1143</b>
長野支所	381-8556	長野県 長野市南長池710-3	長野県トラック会館2階	026-480-0521	026-263-1570
石川支所	920-8213	石川県 金沢市直江東1-2	石川県自動車会館2階	076-239-3207	076-239-3208
富山支所	939-2708	富山県 富山市婦中町島本郷1-5	富山県トラック会館1階	076-421-1631	076-421-1637
<b>東京主管支所</b>	<b>130-0013</b>	<b>東京都 墨田区錦糸1-2-1</b>	<b>アルカセントラルビル8階</b>	<b>03-3621-9941</b>	<b>03-3621-9944</b>
神奈川支所	222-0033	神奈川県 横浜市港北区新横浜2-11-1	神奈川県トラック総合会館3階	045-471-7401	045-471-7405
千葉支所	261-7125	千葉県 千葉市美浜区中瀬2-6-1	ワールドビジネスガーデンマリブウエスト25階	043-350-1730	043-350-1731
埼玉支所	330-0062	埼玉県 さいたま市浦和区仲町3-12-6	ジェイ・エス・ワンビル6階	048-824-1945	048-824-1946
茨城支所	310-0026	茨城県 水戸市泉町3-1-28	第2中央ビル4階	029-226-0591	029-226-0592
群馬支所	370-0006	群馬県 高崎市問屋町4-5-4	高崎トラック会館2階	027-365-2770	027-365-2771
栃木支所	320-0811	栃木県 宇都宮市大通り2-1-5	明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-651-2701	028-651-2703
山梨支所	406-0034	山梨県 笛吹市石和町唐柏1000-7	山梨県自動車総合会館3階	055-262-1088	055-262-1089
<b>名古屋主管支所</b>	<b>460-0003</b>	<b>愛知県 名古屋市中区錦1-18-22</b>	<b>名古屋ATビル8階</b>	<b>052-218-3017</b>	<b>052-218-3018</b>
静岡支所	420-0837	静岡県 静岡市葵区日出町1-2	TOKAI日出町ビル1階	054-687-3421	054-205-1617
岐阜支所	500-8842	岐阜県 岐阜市金町4-30	明治安田生命岐阜金町ビル7階	058-263-5128	058-263-0051
三重支所	510-0085	三重県 四日市市諏訪町4-5	四日市諏訪町ビル8階	059-350-5188	059-350-5189
福井支所	910-0005	福井県 福井市大手3-2-1	福井ビル6階	0776-22-6006	0776-22-6146
<b>大阪主管支所</b>	<b>540-0028</b>	<b>大阪府 大阪市中央区常盤町1-3-8</b>	<b>中央大通F Nビル10階</b>	<b>06-6942-2804</b>	<b>06-6942-2807</b>
京都支所	612-8418	京都府 京都市伏見区竹田向代町51-5	京都自動車会館4階	075-694-5878	075-694-5875
兵庫支所	651-0083	兵庫県 神戸市中央区浜辺通5-1-14	神戸商工貿易センタービル11階	078-271-7601	078-271-7603
滋賀支所	524-0104	滋賀県 守山市木浜町2298-4	滋賀県トラック総合会館2階	077-585-8290	077-585-8291
奈良支所	630-8122	奈良県 奈良市三条本町9-21	J R奈良伝宝ビル6階	0742-32-5671	0742-32-5672
和歌山支所	640-8157	和歌山県 和歌山市八番丁11	日本生命和歌山八番丁ビル7階	073-431-7337	073-431-8092
<b>広島主管支所</b>	<b>733-0036</b>	<b>広島県 広島市西区観音新町2-4-25</b>	<b>第一菱興ビル1階</b>	<b>082-297-2255</b>	<b>082-297-2251</b>
鳥取支所	680-0006	鳥取県 鳥取市丸山町219-1	鳥取県トラック協会研修センタービル2階	0857-24-0802	0857-24-0861
島根支所	690-0007	島根県 松江市御手船場町553-6	松江駅前エスビル3階	0852-25-4880	0852-25-4887
岡山支所	700-0941	岡山県 岡山市北区青江1-22-33	岡山県トラック総合研修会館3階	086-232-7053	086-231-6742
山口支所	753-0814	山口県 山口市吉敷下東1-3-1	山陽ビル吉敷2階	083-924-5419	083-924-7614
<b>高松主管支所</b>	<b>760-0066</b>	<b>香川県 高松市福岡町3-3-6</b>	<b>香川県トラック協会安全研修センタービル2階</b>	<b>087-851-6963</b>	<b>087-851-6962</b>
徳島支所	770-0003	徳島県 徳島市北田宮2-14-50	徳島県トラック会館2階	088-631-7799	088-631-7781
愛媛支所	791-1114	愛媛県 松山市井門町1081-1	愛媛県トラック総合サービスセンター1階	089-960-0102	089-960-0103
高知支所	781-8016	高知県 高知市南ノ丸町5-17	高知県トラック会館2階	088-831-1817	088-831-1824
<b>福岡主管支所</b>	<b>812-0016</b>	<b>福岡県 福岡市博多区博多駅南2-1-5</b>	<b>博多サンシティビル4階</b>	<b>092-451-7751</b>	<b>092-451-7753</b>
佐賀支所	840-0816	佐賀県 佐賀市駅南本町6-4	佐賀中央第一生命ビルディング4階	0952-29-9023	0952-29-9024
長崎支所	850-0033	長崎県 長崎市万才町7-1	TMB長崎ビル11階	095-821-8853	095-821-8854
熊本支所	860-0806	熊本県 熊本市中央区花畑町4-7	朝日新聞第一生命ビルディング6階	096-322-5229	096-322-5261
大分支所	870-0905	大分県 大分市向原西1-1-27	大分県トラック会館ビル3階	097-558-3155	097-558-3156
宮崎支所	880-0913	宮崎県 宮崎市恒久1-7-21	宮崎県トラック協会総合研修会館2階	0985-53-5385	0985-53-5396
鹿児島支所	890-0062	鹿児島県 鹿児島市与次郎2-4-35	KSC鶴池5階	099-213-7250	099-213-7252
沖縄支所	900-0021	沖縄県 那覇市泉崎2-103-4	沖縄県ハイヤー・タクシー協会3階	098-916-4860	098-835-4214

※上記の主管支所では、介護料を受給されている皆様とそのご家族のための「在宅介護相談窓口」を設けて電話相談をお受けしております。

詳しくは各主管支所にお問い合わせください。